

岩見沢市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）附則（令和 4 年 5 月 27 日法律第 56 号）第 11 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 20 日

岩見沢市長 松 野 哲

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
 - (1) 稔町
 - (2) 中央
 - (3) 宮村

- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 6 年 2 月 20 日

- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
 - (1) 稔町（個人 4 5 経営体、法人 1 1 経営体）
 - (2) 中央（個人 1 2 経営体、法人 5 経営体）
 - (3) 宮村（個人 4 経営体、法人 1 経営体）

- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている

- 5 主な変更内容
当該区域における今後の地域の中心となる経営体の増加
 - (1) 稔町
 - ①変更前 5 6 経営体（個人 4 5 経営体、法人 1 1 経営体）
 - ②変更後 5 7 経営体（個人 4 6 経営体、法人 1 1 経営体）

 - (2) 中央
 - ①変更前 1 7 経営体（個人 1 2 経営体、法人 5 経営体）
 - ②変更後 1 8 経営体（個人 1 3 経営体、法人 5 経営体）

 - (3) 宮村
 - ①変更前 5 経営体（個人 4 経営体、法人 1 経営体）
 - ②変更後 6 経営体（個人 5 経営体、法人 1 経営体）